

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2017年4月3日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

1. 調達内容

- (1) 案件名 地域団体商標海外展開支援事業ブランドプロデューサーの公募
- (2) 採択予定人数 最大4名又は4社程度。
- (3) 調達案件の仕様等 別紙1のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結日から2018年3月15日
- (5) 履行場所 下記のとおり。
- (6) 公募方法

- ① 応募者（個人又は法人）は、指定する応募申込書式（申請書（個人事業主用）、申請書（法人用）、業務経験記述フォーム）をもって申し込むこと。法人申込の場合、応募者は複数の業務従事予定者を提示することができる。評価基準を基に選定した4名程度の個人もしくはそれぞれが所属する企業・団体を採択者として決定する。
- ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 採択後、速やかに、平成28・29・30年度競争参加資格申請 (<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>) を行うことができること。

3. 応募資格

- (1) 個人又は法人格を持つ企業・団体（地方公共団体を除く）であり、本事業に関する委託契約を日本貿易振興機構との間で直接締結できること。
- (2) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。
- (3) （法人申込のみ）本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。また、そのために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 日本貿易振興機構が求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができるなど、日本貿易振興機構が本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。
- (6) （法人申込のみ）反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体でないこと。

4. 応募書類の提出場所等

(1) 応募書類の提出場所・問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル9階
日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課 担当 池永、櫻井
TEL: 03-3582-5198
E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

※提出は信書便（書留郵便等配達記録が残るものに限る）、持参のいずれかに限る。

※E-mail、FAXでの応募は受け付けない。

※応募書類は返却しない。

※応募書類の作成や面接に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。

(2) 応募書類の受領期限

2017年4月19日（水） 17時00分（信書便、持参とも）
（郵送等による場合は必着のこと。）

(3) 採択結果通知

2017年4月下旬（予定）までに通知する。

5. 業務委託の金額

1委託あたり年度250万円を上限とする中間出来高精算（消費税及び地方消費税別）とする。また、別途事業実施に係る国内外出張経費を1委託あたり年度150万円上限として支払う。ただし、本事業に係る予算が措置されない場合には、委託期間を変更または解除することがあり得る。本事業に係る国内外出張経費は、日本貿易振興機構の旅費規程等に基づく実費精算とする。詳細は、別紙2「出張要領」及び契約後に配布する業務実施マニュアルで定めるとおりとする。なお、特に記載のない費用については業務委託料に含まれる。

受託者が課税事業者である場合には、契約時に以下の書類を提出すること。

①「課税事業者届出書」（写）又は「課税事業者選択届出書」（写）

②納税証明書（その1：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明／税目：消費税及地方消費税、年度及び区分：直近1年度分）、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書（写）当課税事業者であることを証明する書類

6. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 応募者に要求される事項 応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 本公募の面接に係る旅費は支給しない。ただし、個人または法人の所在地が遠方の場合、TV会議システム等を利用した面談も検討することとする。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

<添付物>

1. 仕様書
2. 出張要領
3. 評価基準